平成２２年（フ）第２３８号
松江市八束町二子868番地
債務者　安部　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
松江市東奥谷町260番地、前住所島根県出雲市大津町2086番地７
債務者　福田　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０号
福島県須賀川市愛宕山105番地
債務者　大竹　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
福島県田村市船引町船引字馬場24番地１
債務者　渡邉恵美子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
福島県本宮市糠沢字小田部19番地１　サンコーポラスしらさわ301号
債務者　太田　文子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
福島県須賀川市台16番地１　オーベルジュ須賀川307号
債務者　吉田　勝美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
富山市山室277番地３
債務者　寺林　武雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４００号
愛知県あま市七宝町下之森河原95番地１　グレーススペース一106号
債務者　畠中イチ子（旧姓﨑邊）
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８７２号
大阪府門真市上野口町23番２号
債務者　坂本　徳広
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７４号
大阪府枚方市田口山３丁目19番１―601号
債務者　宮田　信良
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田4656番地１
債務者　池田　高視
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第５８５号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字前潅30番地23
債務者　岡田　　貢
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０２号
青森市中佃３丁目15番２号
債務者　木浪　逸人
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
青森市大字大野字若宮98番地９　サンハイツユアーズ２―Ｂ
債務者　山内由起子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第１４４号
千葉県木更津市畑沢３丁目26番15号　ハイネス畑沢201
破産者　能城　明奈
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１５４号
千葉県袖ケ浦市福王台３丁目37番地４　ファーストハイツ福王台205号
破産者　山田　琢磨
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５２４号
新潟市西区上新栄町２丁目14番26号
破産者　西脇　さき
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８６号
新潟市東区東中島２丁目18番67号
破産者　赤澤　成悟
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８７号
新潟市秋葉区下興野町23番13号　コーポひまわり２号、前住所新潟市秋葉区朝日909番地７　ヴィラ・ロータスＧ―１号
破産者　丸山　　雅
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部